

保護者様

29年度保存版

平成29年6月
京都市七条第三小学校
校長 中村佳明

台風に対する非常措置についてのお知らせ

本校においては、台風により京都市（※テレビやラジオにおいては、「京都南部」又は「京都亀岡」地域と報道される場合があります）に「暴風警報」が発令された場合には、下記のような措置を取りますので、テレビ、ラジオ、インターネット等の情報に注意してください。

記

1. 登校前に発令された場合

- 1) 「暴風警報」が解除されるまでは、登校を見合わせ、自宅で待機させてください。
- 2) 「暴風警報」が解除された場合については、以下の措置をとります。

・午前7時までに解除になった場合 平常授業

・午前9時までに解除になった場合 3校時（10:50）から始業

*安全のため 10:30～10:45までに登校させてください。

*給食は実施します。

・午前11時までに解除になった場合 5校時（14:00）から始業

*安全のため 13:40～13:55までに登校させてください。

*給食は実施できません。

・午前11時現在、警報発令中の場合 臨時休業

2. 在校中に発令された場合（集団下校、または学校待機について）

原則的には4月に提出していただいた引き渡しカードの通り対応させていただきますが…
気象状況、帰宅に要する時間、家庭状況などに十分配慮し、帰宅させるどうか決定します。

始業後「暴風警報」が発令された場合には、原則として給食終了後に下校いたします。ただし、台風の影響で給食前に下校する場合もありますので、昼食の準備等の御心づもりをお願いします。

また、引き渡しカードに「集団下校させる」となっている場合でも、当日の家庭からの連絡や児童がどうしていいのか？不安な場合など、安全が確認できない時は、学校でお預かりすることになります。

3. 『特別警報』発令時の対応について

※原則として、次の場合は臨時休校とします。①下校から午前0時までに発令した場合 → 「翌日休校」
②午前0時から登校までに発令した場合 → 「当日休校」

※始業後「特別警報」が発令された場合は、安全が確認できるまで、原則として学校に留め置きます。

以上、お子様にもその旨ご指導いただきますようお願いします。